

# 甲府駅南口駅前広場の目的外使用許可等に関する 事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条及び第244条の2並びに山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例（平成27年山梨県条例第5号。以下「設置管理条例」という。）により公の施設として定める甲府駅南口駅前広場（以下「駅前広場」という。）における地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可等に関し、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領（平成16年4月付け管3第3-7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(駅前広場の範囲)

第2条 駅前広場の範囲は、設置管理条例第3条の規定により知事が告示した範囲とする。

- 2 前項の範囲は、法令適用関係及び土地所有権関係等に応じ、次の各号に定める区域区分のとおりとし、当該区分ごとの範囲は別図のとおりとする。
  - 一 山梨県が土地所有権を有し、設置管理条例第4条に規定する駅前広場の施設を行政財産として管理所有する範囲に係る区域（第三号の区域を除く）
  - 二 東日本旅客鉄道株式会社が土地所有権を有し、山梨県が設置管理条例第4条に規定する駅前広場の施設を財産として管理所有する範囲に係る区域
  - 三 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項により定める道路の区域

(駅前広場の使用)

第3条 駅前広場の土地又は施設に工作物、物件又は施設を設け、継続して使用する場合（以下「駅前広場の使用」という。）に当たっては、別表左欄の区分ごとに同表中欄に定める知事の許可等を受けなければならない。

- 2 当該許可等の手続きにおいては、同表右欄に示す法令等を適用又は準用する。なお、設置管理条例第6条又は第7条の規定により知事の許可を必要とする行為又は施設の利用については、設置管理条例の定めによるものとする。

(別表)

区分	必要な知事の許可等	適用又は準用する法令等
第2条第2項第一号の区域	行政財産の使用の許可（以下「目的外使用許可」という。）	地方自治法、山梨県行政財産使用料条例（昭和39年条例第15号）、山梨県公有財産事務取扱規則（昭和39年規則第13号）及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領並びに関連通達等を適用する。
第2条第2項第二号の区域	公の施設として定められた駅前広場の管理者である知事（以下「駅前広場管理者」という。）が行う土地及び駅前広場の施設の使用貸借（民法（明治29年法律第89号）第593条）又は賃貸借（民法第601条）に関する契約（以下「使用承諾」という。）	手続き及び使用料等については、本要領の定めによるほか、山梨県行政財産使用料条例、山梨県公有財産事務取扱規則及び行政財産の目的外使用許可事務取扱要領並びに関連通達等を準用する。

<p>第2条第2項第3号の区域</p>	<p>駅前広場管理者と道路管理者が交わした道路法第20条第1項の規定による兼用工作物の管理に関する協議（平成27年山梨県告示第193号）に基づき駅前広場管理者が行う占用許可</p>	<p>道路法が適用され、本要領等の適用対象外</p>
---------------------	--	----------------------------

（目的外使用許可等の範囲）

第4条 駅前広場の使用に係る目的外使用許可又は使用承諾（以下「目的外使用許可等」という。）の範囲は、第3条別表右欄に示す法令等の規定にかかわらず、次項の規定を適用する。

2 駅前広場の使用に係る目的外使用許可等は、次の各号のいずれかに該当し、設置管理条例で定める各規定に適合する場合であつて、特にやむを得ないと認められるときでなければ行うことができない。

- 一 国、他の地方公共団体、その他公共団体が公用又は公共用として使用する場合
- 二 災害その他緊急時など、やむを得ない事態の発生により応急施設として使用する場合
- 三 その他公共目的のため下記により使用する場合
  - ① 山梨県の指導・監督を受け、山梨県の事務又は事業の遂行上必要な公益を目的とする事業を行う団体において、その公益事業の用に供するため使用する場合
  - ② 公の学術調査又は研究、公の施策の普及宣伝その他公の事務事業の推進に寄与するために短期間使用する場合
  - ③ 電気、水道、ガス事業その他の公益事業を行う団体が、当該事業の用に供する場合
  - ④ 社会教育又はスポーツの振興等を図るため短期間使用する場合
  - ⑤ その他上記に準ずる場合
- 四 山梨県民に交流の場を提供することを目的とした事業等に供するため、駅前広場の一部を使用する場合
- 五 駅前広場に隣接する建物等の付帯施設のうち、駅前広場利用者の利便に資するものであり、駅前広場の一部を使用する場合
- 六 駅前広場に隣接する建物等の維持管理のため、駅前広場の一部を一時的に使用する場合
- 七 駅前広場に隣接する建物等のための電気、水道、ガス等の諸設備及び防災上必要な施設を設けるため、駅前広場の一部を使用する場合
- 八 その他知事が特に必要と認める場合

（目的外使用許可等の必要がない場合）

第5条 第3条別表右欄に示す法令等の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、目的外使用許可等をする必要はない。ただし第五号または第六号に該当する場合は、別途手続きによるものとする。

- 一 駅前広場の施設のための専用電気通信設備等を設置するために駅前広場を使用する場合
- 二 駅前広場管理者が発注している駅前広場の施設管理等に係る委託業務を実施するために、業務の受託者が駅前広場を使用する場合
- 三 駅前広場管理者が発注している駅前広場の施設の工事に係る工事請負契約のため、請負業者が当該工事現場内に資材の仮置き等する場合
- 四 駅前広場施設の損傷行為者、損傷行為者から委任を受けた者又は当該損傷復旧工事請負業者が、駅前広場管理者からの命令により損傷復旧工事を行う場合（工事に必要な最小限の範囲に限る。）
- 五 山梨県が公用又は公共用として使用する場合

六 山梨県と山梨県以外の団体等を構成員とする実行委員会（山梨県職員が兼務し実質的に山梨県が運営する団体に限る。）が、山梨県の事務又は事業の遂行上必要な公益事業に供するために使用する場合（目的外使用許可等の期間）

第6条 目的外使用許可等の期間は、第3条別表右欄に示す法令等の規定にかかわらず、第2項及び第3項の規定を適用する。

2 目的外使用許可等の期間は、原則として1年を超えてはならない。ただし、公衆電話等については3年以内、電気通信設備、水道管、ガス管、駅前広場の機能に資する施設、その他特殊の用に供する場合又は特別な理由のある場合は5年以内とする。

3 前項に規定する期間の終期は、その期間を超えない範囲で会計年度（4月1日から3月31日）の終期にあわせるものとする。ただし、申請者の使用希望期間が当該会計年度の終期前に終了するとき、その他特別の事情があるときはこの限りでない。

（目的外使用許可等の手続きにおける様式）

第7条 駅前広場の使用に係る目的外使用許可又は使用承諾若しくはその両方の手続きに必要な様式は、第3条別表右欄に示す法令等の規定にかかわらず、様式第1号から第9号を使用するものとする。

2 第3条別表中区分「第2条第2項第一号の区域」にかかる目的外使用許可については、様式第1号、第2-1号、第2-2号、第3-1号、第4号、第5-1号、第6号、第7号、第8-1号、第9号により事務処理を行うものとする。

3 第3条別表中区分「第2条第2項第二号の区域」にかかる使用承諾については、様式第1号、第2-3号、第3-2号、第4号、第5-2号、第5-3号、第6号、第7号、第8-2号、第9号により事務処理を行うものとする。

（目的外使用許可等の手続き期限）

第8条 駅前広場の使用に係る目的外使用許可等の手続き期限は、第3条別表右欄に示す法令等の規定にかかわらず、第2項から第6項の規定を適用する。

2 駅前広場の使用を行おうとする者は、駅前広場の使用を行おうとする日の14日前までに様式第1号を知事に提出しなければならない。

3 目的外使用許可等を受けた者が当該許可等に係る内容を変更（使用期間の変更を伴わない場合）する場合は、駅前広場の使用を予定する日の14日前までに様式第4号を知事に提出しなければならない。ただし、当該許可等を受けた日から使用を予定する日までの期間が14日に満たない場合はこれによらず、速やかに知事に提出しなければならない。

4 目的外使用許可等を受けた者が当該許可等に係る内容を変更（使用期間の変更を伴う場合）する場合は、駅前広場の使用を予定する日の30日前までに様式第4号を知事に提出しなければならない。ただし、当該許可等を受けた日から使用を予定する日までの期間が30日に満たない場合はこれによらず、速やかに知事に提出しなければならない。

5 目的外使用許可等を受けた者が当該許可等に係る駅前広場の使用を自己の都合により取りやめる場合は、使用を予定していた日の30日前までに様式第6号を知事に提出しなければならない。ただし、当該許可等を受けた日から使用を予定していた日までの期間が30日に満たない場合はこれによらず、速やかに知事に提出しなければならない。

6 目的外使用許可等を受けた者が当該許可等に係る使用期間の満了後においても当該許可等に係る駅前広場の使用を継続しようとする場合は、使用期間の満了する日の14日前までに様式第7号を知事に提出しなければならない。

(駅前広場の返還)

第9条 目的外使用許可等を受けた者がその期間の満了又はその他の事由により駅前広場の使用を終了し、駅前広場の使用に係る土地又は施設を返還するときは、第3条別表右欄に示す法令等の規定にかかわらず、様式第9号を駅前広場の使用の終了後、直ちに知事に提出しなければならない。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から適用する。